

いじめ防止基本方針 概要版

「いじめかな」と思ったら、いつでも御連絡ください。

(担任や学年、その他の相談しやすい教職員、管理職、各種相談窓口)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめ防止対策推進法第2条（一部抜粋）

小山田南小学校いじめ対応チーム

- ・校長 ・副校長 ・主幹教諭
- ・生活指導主任 ・教育相談担当
- ・養護教諭 ・該当学年主任
- ・該当学級担任
- ・スクールカウンセラー
- ・関係教員

本校における児童との共通理解事項(いじめをなくそうプロジェクト)

みんなでいじめを許さない学校を作ろう！
相手が「いやだな」「つらいな」と感じているのにそれをやめなければいじめです。

*全児童・全教職員で確認し、教室・廊下に上記文言をポスター掲示

いじめ発見時のフローチャート(簡易)



1 いじめを「防ぐ」(未然防止)

- (1) 「いじめに関する授業」を全校や年間3回以上クラスで実施
- (2) 心の教育の推進
- (3) 家庭や地域と連携した未然防止の取組



2. いじめに「気付く」(早期発見)

- (1) 身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり(月1回の心のアンケート等)
- (2) いじめの兆候を見逃さない体制づくり
- (3) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応



3. いじめから「守る」(早期対応)

- (1) 学校いじめ対応チームの臨時招集と方針の決定
- (2) いじめを受けた児童を徹底して守り、状態に合わせた継続的なケアを行う
- (3) いじめを行った児童の指導



⚠ いじめ重大事態とは ⚠

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。